

(特定株式等の判定)

[Q9] 特定株式等に該当するかどうかはどのように判定するのですか。

[A]

特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（措置法 69 の 6）の適用を受けることができる特定株式等とは、特定非常災害発生日以後に相続税の申告期限の到来する者が、当該特定非常災害発生日前に相続若しくは遺贈により取得した株式及び出資（上場株式等を除きます。以下「株式等」といいます。）又は贈与により取得した株式等（当該特定非常災害発生日の属する年（当該特定非常災害発生日が 1 月 1 日から当該特定非常災害発生日の属する年分の前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の 1 月 1 日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、相続税法第 19 条（相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額）又は第 21 条の 9（相続時精算課税の選択）第 3 項の規定の適用を受けるものに限ります。）で、課税時期において特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（以下この間において「動産等」といいます。）の価額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等（当該特定非常災害発生日において所有していたものに限ります。）をいいます。

また、特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例（措置法 69 の 7）の適用を受けることができる特定株式等とは、特定非常災害発生日の属する年（当該特定非常災害発生日が 1 月 1 日から当該特定非常災害発生日の属する年分の前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の 1 月 1 日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に贈与により取得した株式等で、課税時期において特定地域内にあった動産等の価額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等（当該特定非常災害発生日において所有していたものに限ります。）をいいます。

評価対象法人の株式等が特定株式等に該当するかどうかは、評価対象法人が課税時期に保有していた各資産を、課税時期において評価通達の定めるところにより評価した価額に基づき判定することとなります。

なお、この場合の特定地域内にあった動産等の価額には、評価対象法人が課税時期に保有していた特定地域内にあった動産等のうち、特定非常災害発生日において保有していないものの価額も含まれます。

【関係法令等】

措置法第 69 条の 6、第 69 条の 7

措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 1 項

措置法通達 69 の 6・69 の 7 共 - 3